

議案第9号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令について

1 訓令の改正理由

令和7年4月の組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

- (1) いじめ・不登校総合対策センターから生徒支援・教育相談センターへの名称変更に伴う所要の改正を行う。
- (2) 教育職員免許法特定免許状失効者等の免許状の再授与に関する所要の改正を行う。
- (3) 教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立てに関する事務処理権限について整理を行う。
- (4) その他所要の改正を行う。
- (5) 施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、別表第2の七の項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）						
1 一般の事務に関する事務処理権限					1 一般の事務に関する事務処理権限						
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分				
種類	内容	教育委員会	専決権者			種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教長	次長	課長等				教長	次長	課長等
略					略						
三	その	略			三	その	略				
他の業務に関する事務	8 不服申立て（ <u>教育長に委任された事務に関する処分に係るものを除く。</u> ）又は訴訟に関する事務				他の業務に関する事務	8 不服申立て又は訴訟に関する事務					
		(1)・(2) 略					(1)・(2) 略				
		略					略				
2・3 略					2・3 略						
4 生徒支援・教育相談センター											
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分				
種類	内容	教育委員会	専決権者			種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教長	次長	課長等				教長	次長	課長等
一	任免等に関する事務	1 市町村立学校の会計年度任用職員（スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免				○					
5 小中学校課					4 小中学校課						
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分				
種類	内容		専決権者			種類	内容		専決権者		

		教育委員会	教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1	同法第5条第1項又は第16条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）			
	(1)・(2) 略				
	2	同法第5条第2項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）			○
	3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状（特別支援学校の教員に係るものを除く。）の授与（同法第16条の2に規定する再授与を含む。）			
	(1) 重要なもの				○
(2) 軽易なもの				○	
略					

6 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者 教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）の授与（同法第16				

		教育委員会	教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1	同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与			
	(1)・(2) 略				
	2	同法第5条第2項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与			○
	3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与（特別支援学校の教員に対するものを除く。）			○
	略				

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者 教育長	次長	課長等
略					
二 教育職員免許法に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				

条の2に規定する再授与を含む。)					
(1)・(2) 略					
2	同法第5条第2項の規定による特別免許状(特別支援学校教諭に係るものに限る。)の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)			○	
3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状(特別支援学校の教員に係るものに限る。)の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 軽易なもの				○
略					

7 略

8・9 略

別表第2(第9条-第11条、第14条関係)

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者	委任 決裁 権者

(1)・(2) 略					
2	同法第5条第2項の規定による特別免許状の授与(特別支援学校教諭に係るものに限る。)			○	
3	同法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与(特別支援学校の教員に対するものに限る。)				○
略					

6 略

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者	委任 決裁 権者
			教 育 長	次 長 等
一 任免等に関する事務	1 市町村立学校の会計年度任用職員(スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。)の任免			○

8・9 略

別表第2(第9条-第11条、第14条関係)

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者	委任 決裁 権者

		次長	課長等	課長等	
略					
四	表彰、褒賞及び式典に関する事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申	○		
四の二	不服申立てに関する事務	1 教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立てに関する事務			
		(1) 重要なもの	○		
		(2) 軽易なもの		○	
略					
七	サービス及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他サービスに関する事務			
		(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第6項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
		ア・イ 略			
		(2)～(5) 略			
		略			
略					

  

		次長	課長等	課長等	
略					
四	表彰、褒賞及び式典に関する事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申	○		
略					
七	サービス及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他サービスに関する事務			
		(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
		ア・イ 略			
		(2)～(5) 略			
		略			
略					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の七の項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。